

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊藤 和 貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	下小鯖地区 (6～12区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 9月11日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・262号線をまたいで農地があるため、農機具を運搬しにくい。
- ・下小鯖と言ってもエリアが広く、工業地区に指定されているエリアや、262号線より山側のエリアなどで課題がまちまちのため、方針を一つにまとめるににくい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中心経営体や意欲的に耕作されている方がいるため、その方たちを中心に現状維持をしながら、新たな拡大意向のある経営体を探していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手に集積・集約化する。 ・地域において集積が望ましいと考えられるほ場については、担い手を中心に、関係各署とも連携を図りながら集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者の意向を確認しながら、原則として農地中間管理機構を活用していく。 ・中心経営体以外の農業者については、高齢等の理由により、営農継続が困難な状況になった場合は、農地中間管理機構を活用し、地区内の中心経営体へ農地を貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域の実情を考慮しつつ、農地利用の効率化を図るため、所有者や担い手等の意向も確認し、将来的な農地利用の在り方について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・貸付意向のある土地と地域内外の農業者とのマッチングを進める。 ・新たな拡大意向がある経営体を探す手段として、各地区の座談会を通じて、アンケート等で見えてこなかった拡大意向のある農家を見つけていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業における作業負担を軽減する。 ・効率化が期待できる作業については、積極的に委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				